

平成 22 年 8 月 24 日

〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 殿

## 回 答 書

〒320-0821

栃木県宇都宮市一条4丁目5番21号

ラ・メール1-B

ほたか総合法律事務所

TEL 028(636)6701

FAX 028(636)6702

TAC株式会社代理人

弁護士 亀 岡 弘 敬

拝啓 当職は、貴法人のTAC株式会社（以下「通知会社」といいます）に対する平成22年7月27日付け再申入書（以下「本件再申入書」といいます）に対し、通知会社の代理人として、以下のとおりご回答申し上げます。

通知会社は、貴法人からの平成22年4月19日付け申入書（以下「本件申

入書」といいます) に対し、平成22年5月14日付け回答書を貴法人へ送付した後、本件申入書別紙に記載されております貴法人及び株式会社法学館における和解条項を分析し、検討を進めた結果、受講契約の解約に関する規約を、平成22年8月1日より下記のとおり変更しましたので、ご報告申し上げます。

## 記

### 3 受講料等について

#### イ 講座開始日以後の解約・返金について

講座開始日以後、健康上の理由、経済上の理由、その他個人的な理由により、申込者またはその法定代理人が、継続的な受講を困難または不可能と判断した場合には、お申し出ください。受講料の預かり金処理、受講期間の繰り延べ、受講形態の変更または解約・返金をさせていただきます。

上記変更により、通知会社が受講契約の解約事由を制限していない事実がより明白になり、貴法人が本件再申入書において懸念されている、受講生が解約自体を自由に選択することができない事態の発生も回避されるものと思料いたします。

加えて、上記変更については、通知会社のホームページに変更規約を掲載する等の方法により、現在及び将来の受講生の皆様に対して告知をしております。

なお、貴法人に対する平成22年6月16日付けファックスにてご連絡しましたとおり、当職の所属法律事務所が、一番町綜合法律事務所からほたか綜合法律事務所に変更になりましたので、今後、当職にご連絡いただく場合には、ほたか綜合法律事務所宛にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬具

差出人

〒320-0821 栃木県宇都宮市一条4丁目5番21号ラ・メール1-B  
ほたか綜合法律事務所

弁護士亀岡弘敬

郵便認証司

平成22年 8月24日

この郵便物は平成22年 8月24日  
第 10285919825 号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
郵便事業株式会社  
受付通番：2010082417414900100001 号  
2 / 2 頁

新 東 京  
22. 8. 24  
12-18